

(15) 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター経営状況報告書

法人の概要

- 1 名 称 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター
- 2 目 的 鳥取県の生活衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。
- 3 公益認定年月日 平成24年3月21日
(財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター設立許可年月日
昭和59年2月15日)
- 4 設立登記年月日 平成24年4月1日
(財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター設立登記年月日
昭和59年3月21日)
- 5 基本財産 出えん金 4,520,000円
鳥取県出えん金 2,000,000円
鳥取県各生活衛生同業組合出えん金 2,520,000円
- 6 役員等 評議員 8人 理事 9人 監事 2人
評議員 有田勝徳(元鳥取県中小企業団体中央会専務理事)
〃 杉浦為佐夫(税理士)
〃 森本雄一(株式会社日本政策金融公庫米子支店支店長)
〃 竹本佐代子(鳥取市消費者団体連絡協議会会長)
〃 松本尚美(前公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所鳥取県担当マネージャー)
〃 中澤寿秀(鳥取県飲食生活衛生同業組合常務理事)
〃 中澤信博(鳥取県理容生活衛生同業組合副理事長)
〃 山本潤一(鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長)
理事長 松本正嗣(鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合理

事長)

副理事長 岩 崎 元 孝 (鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合理

事長)

副理事長 福 間 英 年 (鳥取県理容生活衛生同業組合理事長)

常務理事 山 根 到

理 事 正 田 眞 弓 (鳥取県美容業生活衛生同業組合理事長)

〃 宍 道 榮一郎 (鳥取県飲食生活衛生同業組合理事長)

〃 西 山 善 博 (鳥取県食肉生活衛生同業組合理事長)

〃 鴨 河 猛 志 (鳥取県クリーニング生活衛生同業組合

理事長)

〃 武 智 徹 (株式会社日本政策金融公庫鳥取支店

国民生活事業統轄)

監 事 出 口 敦 教 (鳥取県美容業生活衛生同業組合理事)

〃 福 田 哲 也 (鳥取県クリーニング生活衛生同業組合

理事)

7 職 員 3人 (うち県退職職員 2人)

8 事 務 所 鳥取市松並町二丁目160番地

平成30年度事業実施状況

県民生活に密着したサービスや商品の提供を行い生活向上と地域の活性化に重要な役割を果たしている生活衛生関係業者（以下「生衛業者」という。）の経営の健全化と振興を通じて、衛生水準の維持向上と利用者及び消費者の利益の擁護を図るため、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、鳥取県・市等行政機関、日本政策金融公庫（以下（日本公庫）という。）などの関係機関と連携しながら公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）の定款に定めるところにより、営業に関する相談・指導、融資のあっせん、振興のための事業、後継者育成支援事業、健康・福祉対策推進等事業、標準営業約款制度の登録・普及、クリーニング師・従事者の研修講習などの事業を実施した。

公益財団法人としての自覚を持ち、公益法人3法、関係法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づいて法人運営を行った。

I 公益目的事業

1 相談室運営事業

指導センターに経営指導員を配置し、管理運営と常設の相談窓口を開設して、生衛業者に対する経営上必要な融資、労務、衛生管理等の相談と指導を行うとともに、利用者・消費者の苦情等に関する相談業務を行った。

また、経営指導員、経営特別相談員（以下（特相員）という。）、約款登録推進員及び関係機関等が連携して、生衛業者に対する経営の近代化、合理化、健全化、衛生水準の維持向上などについて支援を行った。

2 税務相談等事業

平成24年に中国税理士会鳥取県支部連合会並びに平成27年12月に（一社）鳥取県中小企業診断士協会と締結した業務協力に関する覚書に基づき、税理士による税務の記帳方法、決算書の作成方法、中小企業診断士による経営診断、事業承継等相談を希望する生衛業者について無料の個別相談・指導を行った。

3 地区生活衛生営業相談指導事業

(1) 出前相談・指導

要請を受けて、経営指導員が各生衛組合の総会、理事会、役員会等に出席し相談・指導に応じるとともに個別の営業者、営業施設等にも出向いて対応した。

特に特相員から提供される融資等相談事例については、随時出向き、必要に応じて税理士・中小企業診断士の協力を得て相談に応じた。

（相談・指導等事業件数 ※（ ）内は目標）

区 分	平成30年度
窓口相談 (件)	225 (300)
地区相談 (人)	31 (40)
巡回相談 (人)	1,024 (650)
計	1,280 (990)

(2) 地区相談・指導

鳥取市・県中部・西部生活環境担当部局の協力を得て、各管内の生衛組合役員、特相員、標準営業約款推進員と経営指導員及び行政担当者、日本公庫融資担当で業種横断的な地区連絡会開催し、地域の状況を踏まえた意見交換を行った。

特に東部地区においては、平成30年度に保健所機能が県から鳥取市に移管されたことから、鳥取市担当者の出席を求め、今後の対応等について意見を交換した。

なお日本公庫鳥取・米子支店と連携し、個別の融資相談を実施した。

（相談・連絡会議）

- ・東部総合事務所管内 7月30日 13人
- ・中部総合事務所管内 8月6日 7人

・西部総合事務所管内 (個別融資相談)	8月20日	11人	計3回	参加者31人
・日本公庫鳥取支店	11月21日	1人		
	2月18日	2人		
・日本公庫米子支店	2月25日	1人		
	3月6日	1人	計4回	参加者5人

(3) 衛生管理講習会

生衛業の衛生水準を確保し感染症等の拡大を未然に防止するため美容業生衛組合並びに理容生衛組合と連携して営業施設における衛生の研修会を県内3地域で実施した。

(美容生衛組合)

講師：鳥取市、県中部・西部生活環境部局 担当者

医学博士 石田茂氏

鳥取労働局 担当者

・東部地区	5月21日	38人
・中部地区	9月3日	22人
・西部地区	4月23日	76人

(理容生衛組合)

講師：鳥取市、県中部・西部生活環境部局 担当者

医学博士 石田茂氏

講師：全国理容生活衛生同業組合連合会 中央講師 3人

・東部地区	10月15日	58人
・中部地区	11月12日	56人
・西部地区	11月5日	46人

計6回 受講者 296人 (目標400人以上)

*内 組合員外者 10人

4 生活衛生関係営業設備改善資金融資等指導事業

日本公庫の融資に関し、生衛業者の求めに応じて必要な指導を行ったほか、特に生活衛生関係営業経営改善貸付において、貸付推薦業務を行った。

これらの業務に関し緊密な連携と機能的な運用を図るため、経営指導員、特相員及び日本公庫担当者合同の研修会を行った。

(貸付実績 ※ () 内は前年度貸付額)

	全 体	うち 衛経貸付	うち 振興貸付
借入決定した件数 (件)	47 (59)	6 (9)	21 (26)
融資決定額 (千 円)	195,460 (196,480)	16,250 (32,750)	134,060 (86,630)

5 相談支援連絡協議会事業

県が委嘱した特相員による経営相談を支援するため融資等相談支援協議会を開催し、特相員が生活衛生関係経営改善資金の推薦書を作成した場合に支払う謝金等について協議すると共に、指導力向上のための研修を経営指導員、特相員及び日本公庫担当者合同で行った。

さらに25年度から行っている各生衛組合、日本公庫鳥取・米子支店、指導センターのトップが一堂に会し融資の在り方等について意見交換する、生活衛生改善貸付推薦団体協議会を今年度も開催した。

6 情報化整備事業

生衛業者の経営の改善及び衛生水準の向上を図るため、ホームページや情報誌「とりせい通信」

を活用し、関連する経営・融資・衛生情報や指導センター及び生衛組合の実施事業等を広く発信した。

(1) ホームページを活用した広報

- ・公益法人としての開示情報掲載
事業計画・報告、収支予算・決算、役員改選
- ・指導センターホームページの運営・管理
指導センターの紹介 (更新 21回)
生衛組合の事業・イベント紹介 (更新 3回)
景気動向等統計データの周知 (更新 3回)
感染症対策等衛生情報の周知 (更新 15回)
融資情報の周知 (更新 12回)
情報更新合計 54回 (目標 40回)
訪問数 2,535件 (目標 2,000件) ページビュー数 5,608件
※訪問数・ページビュー数は google analytics による。

(2) とりせい通信の発刊

- ・生衛業者(員外者含む。)に当指導センターの事業や生衛業の許可・届出制度等を広く周知するために情報誌を発行した。今後とも、ホームページと連携し、複合的な広報に努める。
発行部数 1,500部 発行時期 7月

7 後継者育成支援事業

高校生を対象とした職業体験を通じて、生衛業に対する職業観の向上を図ると共に、後継者不足が懸念される理容業並びに美容業の課題解消を図り、もって県民の利便に支障を来さないように努めた。

実施に当たっては、教育関係者・業界代表・行政・指導センターで構成する企画評価協議会で目標の設定、実績の評価を行い、次年度の事業に反映をさせた。

本年度4高等学校(理容3校、美容2校、重複1校)で実施し、計116名の生徒を対象に体験授業を行った。(目標100名、昨年度117名)

アンケートを実施した結果、回答者のうち職業観が向上した者は72%であり、目標の80%を下回った。

専修学校への進学者は9名であり、目標の15名を下回った。

本年度は女子高生をモデルにしたマンガリーフレットを作成し、高校での出前事業等で使用する。

8 福祉訪問美容推進事業

人口の減少、少子・高齢化等で地域の美容業の経営環境は厳しさを増しており、新たな市場を開拓していく必要がある。このような状況にかんがみ、当指導センターは美容業生衛組合と共同して地域の高齢者や介護・福祉施設を対象とした福祉訪問美容を28年度から3ヵ年事業として取り組んだ。

- ・検討会の開催(1回)
今後の事業展開について、県ハートフル美容推進協議会の設立
- ・講習会の実施(1回)
概要：高齢者・障害者への接遇・対応
車椅子の取り扱い方
車椅子・ベッドでのカット・シャンプー等
- ・リーフレットの作成配布
作成部数：1,000部
内容：福祉訪問美容・ハートフル美容の意義・重要性、メニュー及び標準料金 等

9 消費者等コールセンター事業

消費者・利用者及び事業者のそれぞれの利益に資するため、利用者からの苦情の実例を報告し、適正な対処方法などを話し合い、お互いの立場を理解し、苦情の発生を未然に防止するための懇談会を開催した。

10 衛生水準確保・向上推進会議

生活衛生水準の確保・向上を図ると共に生衛組合の活性化の取組を支援するため、当指導センター

及び生衛組合は行動計画を作成して推進を図るとともに、行政及び日本公庫とも連携して事業の実施に取り組んだ。

11 生活衛生関係営業振興補助金事業

県・鳥取市 1/2の補助金を受け、生活衛生関係営業の振興事業として次の事業を実施した。
(組合員の資質向上に資する事業)

- (1) 広報紙「生活衛生とっとり」の発行と配布 3,000部 年1回 1月
- (2) 平成29年10月から翌年9月までの間に生衛業の許可・届出をした生衛業者へ「生活衛生とっとり」加入案内パンフレットを送付
305事業者(内訳 飲食247、理容8、美容50)

12 標準営業約款推進事業

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第57条の13の規定に基づき、指導センターに行政、消費者代表、業界で組織する審査委員会を設置し、申請のあった営業者を調査の上、審査会で審査して登録を行った。

現在、理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店営業・めん類飲食店営業の5業種に設定されている「標準営業約款」について、加入の促進、既登録業者の更新登録の促進に努めた。

また、制度をPRするためのクリアファイルを作成し、登録推進員及び関係機関に配布した。

併せて、消費者、婦人団体等に対しこれら制度の理解と活用についてPRするため、県中部において標準営業約款登録店ツアーを行った。

(1) 登録状況

8月：新規登録	3店(美容業)
再登録	15店(美容業13、クリーニング業2)
廃止	25店(美容業24、クリーニング業1)
2月：新規登録	1店(美容業1)
再登録	9店(美容業4、理容業5)
廃止	0店

31年3月末登録店舗数 454店(去年同期 475店)

(理容業221、美容業215、クリーニング業16、一般飲食店営業2)

(2) 標準営業約款登録店ツアー

内 容：(1) 消費者による登録店訪問

(2) 消費者と営業者との意見交換会

13 クリーニング師等研修・講習事業

指導センターでは全国生活衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)の委託事業として、知事の指定を受けクリーニング業法に定める研修・講習を実施したもので、県及び同業組合と連携して受講率の向上に努めた。

・クリーニング師研修、従事者講習

*クリーニング師研修

日 時：平成30年10月21日

場 所：鳥取県中部総合事務所

受講者数：34名

*従事者講習(1型)

日 時：平成30年10月21日

場 所：鳥取県中部総合事務所

受講者数：16名

*通信制(2型)

受 付：平成30年10月22日～11月2日

受講者数：34名

14 全国生活衛生営業指導センター委託事業

(1) 生衛業景況等調査

日本公庫が発注し全国指導センターが受注し、指導センターに再委託されて行う景気動向調査で、一般消費者の生衛業利用動向や生衛業の経営状況について調査し、営業者に融資を行う日本公庫の資金需要や融資条件の決定に活用され、もって営業者の経営安定化と振興に資した。

(2) 生衛業経営状況調査

厚生労働省が全国センターを通して行う生衛業経営状況調査で、月次で経営状況を定期的・定点的に調査・把握し、情報提供していくことにより、個々の営業者が経営判断を行う材料として、また、生衛業に対する今後の施策の判断材料として活用することを目的として行った。

本年度は各生衛組合の協力を得て対象者の獲得に努めた。

(3) 経営特別相談員研修事業

全国センターの委託を受け、知事が委嘱した経営特別相談員の相談能力向上を図るため研修会を実施した。

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	452	1,130	△ 678
基本財産受取利息	452	1,130	△ 678
受取会費	97,000	87,000	10,000
賛助会員受取会費	77,000	77,000	0
特別会員受取会費	20,000	10,000	10,000
事業収益	1,765,635	1,868,942	△ 103,307
標準営業約款推進事業収益	83,040	60,880	22,160
クリーニング師研修講習事業収益	288,800	295,800	△ 7,000
特相員等研修事業収益	122,875	182,163	△ 59,288
景気動向等調査事業収益	1,244,400	1,222,800	21,600
受託事業収益	26,520	107,299	△ 80,779
受取補助金等	16,882,666	17,000,815	△ 118,149
受取国庫補助金	16,816,008	16,933,682	△ 117,674
受取単県補助金	66,658	67,133	△ 475
雑収益	86	50,080	△ 49,994
受取利息	86	80	6
雑収益	0	50,000	△ 50,000
経常収益計	18,745,839	19,007,967	△ 262,128
(2) 経常費用			
事業費	17,972,712	18,202,184	△ 229,472
給料手当	9,860,387	9,956,957	△ 96,570
福利厚生費	1,566,387	1,591,014	△ 24,627
諸謝金	1,410,437	1,438,500	△ 28,063
旅費交通費	886,836	1,015,105	△ 128,269
通信運搬費	604,444	423,191	181,253
消耗品費	664,455	923,786	△ 259,331
印刷製本費	629,368	379,904	249,464
使用料及び賃借料	1,806,865	1,771,361	35,504
光熱水料費	116,824	115,400	1,424
燃料費	12,314	14,561	△ 2,247
食糧費	36,911	38,959	△ 2,048
広告宣伝費	25,000	30,000	△ 5,000
推進員費用弁償費	5,600	3,950	1,650
支払負担金	25,280	18,560	6,720
委託費	253,600	442,650	△ 189,050
雑費	68,004	38,286	29,718
管理費	853,385	784,530	68,855
給料手当	410,849	414,873	△ 4,024
役員等報酬	72,000	60,000	12,000
福利厚生費	65,266	66,292	△ 1,026
旅費交通費	58,420	67,200	△ 8,780
通信運搬費	15,782	7,000	8,782
消耗品費	14,185	23,082	△ 8,897
印刷製本費	6,941	4,605	2,336
使用料及び賃借料	80,604	11,560	69,044
食糧費	2,400	5,850	△ 3,450

	当年度	前年度	増減
会議費	9,410	9,660	△ 250
租税公課	2,000	1,700	300
支払負担金	111,304	111,304	0
雑費	4,224	1,404	2,820
経常費用計	18,826,097	18,986,714	△ 160,617
当期経常増減額	△ 80,258	21,253	△ 101,511
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 80,258	21,253	△ 101,511
一般正味財産期首残高	6,065,014	6,043,761	21,253
一般正味財産期末残高	5,984,756	6,065,014	△ 80,258
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	452	1,130	△ 678
基本財産受取利息	452	1,130	△ 678
受取会費	77,000	77,000	0
賛助会員受取会費	77,000	77,000	0
一般正味財産への振替額	△ 77,452	△ 78,130	678
一般正味財産への振替額	△ 77,452	△ 78,130	678
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	4,520,000	4,520,000	0
指定正味財産期末残高	4,520,000	4,520,000	0
III 正味財産期末残高	10,504,756	10,585,014	△ 80,258

正味財産増減計算書内訳表

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	452			452
基本財産受取利息	452			452
受取会費	20,000	77,000		97,000
賛助会員受取会費		77,000		77,000
特別会員受取会費	20,000			20,000
事業収益	1,465,635	300,000		1,765,635
標準営業約款推進事業収益	83,040			83,040
クリーニング師研修講習事業収益	288,800			288,800
特相員等研修事業収益	122,875			122,875
景気動向等調査事業収益	944,400	300,000		1,244,400
受託事業収益	26,520			26,520
受取補助金等	16,406,551	476,115		16,882,666
受取国庫補助金	16,339,893	476,115		16,816,008
受取単県補助金	66,658			66,658
雑収益	86			86
受取利息	86			86
雑収益	0			0
経常収益計	17,892,724	853,115	0	18,745,839
(2) 経常費用				
事業費	17,972,712			17,972,712
給料手当	9,860,387			9,860,387
福利厚生費	1,566,387			1,566,387
諸謝金	1,410,437			1,410,437
旅費交通費	886,836			886,836
通信運搬費	604,444			604,444
消耗品費	664,455			664,455
印刷製本費	629,368			629,368
使用料及び賃借料	1,806,865			1,806,865
光熱水料費	116,824			116,824
燃料費	12,314			12,314
食糧費	36,911			36,911
広告宣伝費	25,000			25,000
推進員費用弁償費	5,600			5,600
支払負担金	25,280			25,280
委託費	253,600			253,600
雑費	68,004			68,004
管理費		853,385		853,385
給料手当		410,849		410,849
役員等報酬		72,000		72,000
福利厚生費		65,266		65,266
旅費交通費		58,420		58,420
通信運搬費		15,782		15,782
消耗品費		14,185		14,185
印刷製本費		6,941		6,941
使用料及び賃借料		80,604		80,604
食糧費		2,400		2,400

	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
会議費		9,410		9,410
租税公課		2,000		2,000
支払負担金		111,304		111,304
雑費		4,224		4,224
経常費用計	17,972,712	853,385	0	18,826,097
当期経常増減額	△ 79,988	△ 270	0	△ 80,258
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 79,988	△ 270	0	△ 80,258
一般正味財産期首残高				6,065,014
一般正味財産期末残高				5,984,756
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	452		0	452
基本財産受取利息	452		0	452
受取会費		77,000	0	77,000
賛助会員受取会費		77,000	0	77,000
一般正味財産への振替額	△ 452	△ 77,000	0	△ 77,452
一般正味財産への振替額	△ 452	△ 77,000	0	△ 77,452
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高				4,520,000
指定正味財産期末残高				4,520,000
III 正味財産期末残高				10,504,756

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	5,878,203	6,037,421	△ 159,218
現金	0	18,050	△ 18,050
普通預金	5,878,203	6,019,371	△ 141,168
未収金	0	7,533	△ 7,533
【流動資産合計】	5,878,203	6,044,954	△ 166,751
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	4,520,000	4,520,000	0
【基本財産合計】	4,520,000	4,520,000	0
(2)その他の固定資産			
敷金	500,000	500,000	0
【その他の固定資産合計】	500,000	500,000	0
【固定資産合計】	5,020,000	5,020,000	0
【資産合計】	10,898,203	11,064,954	△ 166,751
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	13,797	25,141	△ 11,344
預り金	379,650	454,799	△ 75,149
【流動負債合計】	393,447	479,940	△ 86,493
2 固定負債			
【固定負債合計】	0	0	0
【負債合計】	393,447	479,940	△ 86,493
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	4,520,000	4,520,000	0
【指定正味財産合計】	4,520,000	4,520,000	0
(うち基本財産への充当額)	(4,520,000)	(4,520,000)	
2 一般正味財産	5,984,756	6,065,014	△ 80,258
【正味財産合計】	10,504,756	10,585,014	△ 80,258
【負債・正味財産合計】	10,898,203	11,064,954	△ 166,751

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法で処理している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	4,520,000	0	0	4,520,000
合 計	4,520,000	0	0	4,520,000

3 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
定期預金	4,520,000	(4,520,000)	(0)	(0)
合 計	4,520,000	(4,520,000)	(0)	(0)

4 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	鳥取県	0	16,816,008	16,816,008	0	
鳥取県生活衛生営業振興事業補助金	鳥取県	0	55,993	55,993	0	
鳥取市生活衛生営業振興事業補助金	鳥取市	0	10,665	10,665	0	
合 計		0	16,882,666	16,882,666	0	

5 指定正味財産から一般正味財産へ振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産へ振替額の内訳は、次のとおりである。

内 訳	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息計上による振替額	452
賛助会員受取会費計上による振替額	77,000
合 計	77,452

附属明細書

- 1 基本財産の明細
基本財産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。
- 2 引当金の明細
該当なし

財 産 目 録

平成31年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金			0
	預金	普通預金 山陰合同銀行鳥取営業部	運転資金として	5,878,203
流動資産合計				5,878,203
(固定資産)	定期預金	山陰合同銀行鳥取営業部	公益目的保有財産であり、 運用益を公益目的事業の 財源として使用している	4,520,000
その他の 固定資産	敷金	(株)城北ビル(事務所)	公益目的保有財産であり、 公益目的事業、管理業務で 使用している共有財産である	500,000
固定資産合計				5,020,000
資産合計				10,898,203
(流動負債)	未払金	(株)ケー・オウ・エイに 対する未払額 富士通(株)に対する 未払額	コピー料金 プロバイダー料金	13,797 12,177 1,620
	預り金	職員等からの預り額	社会保険料等 源泉所得税 市県民税	379,650 298,016 52,334 29,300
流動負債合計				393,447
固定負債合計				-
負債合計				393,447
正味財産				10,504,756

令和元年度事業計画

I 基本方針

県民生活に密着したサービスや商品提供を通じ生活向上と地域経済の活性化に重要な役割を果たしている生活衛生関係営業（以下「生衛業」という）に関し、「生活衛生関係営業の運営の適正化と振興に関する法律」に基づき生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という）と連携し又は直接事業者に対して、事業振興と経営健全化、営業に関する相談・指導、融資の斡旋、情報の収集・発信など「公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター定款」に定める事業を行い、生衛業者の経営の健全化、衛生水準の向上と併せて利用者・消費者の利益の擁護を図る。

事業実施にあたっては行政機関、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）等関係の諸機関・団体等との連携を密にし、総合的な事業の推進とその効果の発現に努めると共に公益財団法人として、今後とも公益法人3法、関係法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づき法人運営を行う。

II 事業内容

1 相談室運営事業

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）に経営指導員を配置し、指導センターの管理運営と常設の相談窓口を開設して、生衛業者に対する経営上必要な融資、労務、衛生管理等の相談と指導を行うとともに、利用者・消費者の苦情等に関する相談業務を行う。

また、経営指導員、経営特別相談員（以下「特相員」という）、約款登録推進員（以下「Sマーク推進員」という）及び関係機関等が連携して、生衛業者に対する経営の近代化、合理化、健全化、衛生水準の維持向上などについて支援を行う。

2 税務並びに中小企業診断個別相談等事業

平成24年6月に中国税理士会鳥取県支部連合会並びに平成27年12月に（一社）鳥取県中小企業診断士協会と締結した覚書に基づき、税理士並びに中小企業診断士による個別無料相談事業を積極的に推進し、生衛業者の経営の改善・事業の発展等に資する。

3 地区生活衛生営業相談指導事業

(1) 出前相談・指導

要請を受けて、経営指導員が各生衛組合の総会、理事会、役員会等に出席し相談・指導に応じるとともに個別の営業者、営業施設等にも出向いて対応する。

特に特相員から提供される融資等相談事例については、よりきめ細かい対応をするため随時現地に出向き、必要に応じて税理士・中小企業診断士等の専門家の協力を得て相談に応ずる。

(2) 地区相談・指導

鳥取市並びに県中部・西部生活環境局の協力を得て、各管内の生衛組合（支部）役員、特相員、Sマーク推進員と経営指導員及び行政担当者、日本公庫融資担当で業種横断的な地区連絡会を開催し、地域の状況を踏まえた意見交換を行う。

特に東部地区においては、平成30年4月に保健所業務が県から鳥取市に移管され、また令和元年11月頃には事務所の移転が計画されているところであり、鳥取市を含む関係機関との意見交換を行っていく必要がある。

なお資金需要期には日本公庫鳥取支店及び米子支店と連携し融資相談会を開催する。

(3) 衛生管理講習会

生衛業の衛生水準を確保し感染症等の拡大を未然に防止するため、美容業生衛組合並びに理容生衛組合と連携して理容・美容業界全体の営業施設における消毒法並びに衛生法規・犯罪防止等に

関する研修会を県内3地域で実施する。

なお、今後とも厚生労働省及び鳥取県・市の後援を得て実施をしていく。

本年度は旅館ホテル生衛組合並びに公衆浴場業生衛組合と連携して、レジオネラ症防止対策及び新ハサップ導入の研修会を開催することとしている。

4 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

生活衛生関係営業経営改善資金融資（以下「衛経」という。）設備改善資金、運転資金について生衛組合及び特相員等と連携して資金需要の把握に努めるとともに、融資を希望する者に対しては現地に出かけ指導を行うと共に、融資推薦書の作成を指導センターで行う等迅速な融資の実行に努める。

特に一昨年度からは特相員が融資推薦書を作成した場合に謝金を支払うこととし、衛経制度の更なる利用拡大を図る。

また、衛経借入者に対する県下8市町の利子補給制度の周知を図り、融資実績の増加に努める。

さらに、平成27年から29年に営業の許可又は届出を行った営業者に対し、個別融資相談会の開催案内・当指導センターの業務紹介などの資料送付を行う。

5 融資等相談支援連絡協議会事業費

生活衛生関係営業融資業務に関し緊密な連携と機能的な運用を図るため、指導センター、各生衛組合理事長と日本公庫鳥取・米子支店による融資等意見交換会及び経営指導員、特相員及び日本公庫融資担当課長による融資等連絡協議会を開催する。

6 生衛業情報化整備事業

(1) ホームページの適切な管理・運営

全国指導センターの「生衛業情報ネットワークシステム」（各名簿管理・調査集計処理など）の活用・管理を行うとともに、適時・適切な情報提供に努めアクセス件数の増加を図る。

(2) 指導センター通信・とりせい通信の発刊

指導センター・各生衛組合及び日本公庫など関係団体が有する情報を生衛業者に周知することにより、生衛業者の経営の健全化及び衛生水準の向上に資する。

7 後継者育成支援事業

高校生を対象とした職業体験を通して生活衛生営業に対する職業観の向上を図り、就労意欲を高めることにより後継者の確保に繋げるとともに、県民生活に不便を生じさせることの無いよう努める。

指導センターに教育関係機関、行政、関係同業組合等で構成する「企画・評価協議会」を設置し、実施計画、目標、事業プログラムの検討、結果を評価し必要な事業見直しを行う。

美容業及び理容業において県内の高等学校を対象として出前授業を実施し、職業観の醸成と専門学校等への進学者数の増加を目指す。

特に本年度は昨年度に作成したまんがリーフレットを出前事業実施高校で配布し、効果的な事業の推進に努める。

8 消費者コールセンター事業

生衛業に起因する利用者消費者の苦情を処理するとともに、消費者、行政、専門家、生衛業者による意見交換会をおこない、問題・課題の検討を行うとともに、相互理解に資することとする。

9 生活衛生水準確保・向上事業

生活衛生水準の確保・向上を図ると共に生衛組合の活性化の取組を支援する。

(1) 確保・向上推進会議の開催

生衛組合、県担当課、日本公庫、指導センターで構成し、行動計画の策定、取り組むべき課題等について意見交換する。

(2) 広報

生衛組合の組合員及び員外者に、チラシ・ポケットブックを配布し、組合員意識の高揚を図ると共に組合員の新規加入を図る。

(3) 新規営業許可情報の収集および提供

各地区の生活衛生担当部局から新規の営業許可施設届出施設の情報を入手し、各生衛組合に提供するとともに直接指導センターから新規の営業許可施設届出施設に組合加入チラシ、生衛とつとり等を送付する。

10 生活衛生営業振興補助金事業

指導センターの機関誌「生活衛生とつとり」を1月に刊行し、生衛業関連の法改正情報や生衛組合の活動、安全安心に向けた取組を広く広報する。

11 標準営業約款登録推進事業

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第57条の13の規定に基づき、指導センターに行政、消費者代表、業界で組織する審査委員会を設置し、申請のあった営業者を調査の上審査会で審査して登録を行う。

現在、理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店営業・めん類営業の5業種に設定されている「標準営業約款」について、加入の促進、既登録業者の更新登録の促進に努める。

そのため、消費者、女性団体等に対しこれら制度の理解と活用についてPRするため、東部地区においてSマーク登録店ツアーを行うこととしている。

12 クリーニング師等研修・講習事業

県から免許を受けているクリーニング師並びにクリーニング業務の従事者は、資質の向上と消費者保護の観点からクリーニング業法により3年に1度、資質向上のため研修・講習を受講することとされている。

指導センターでは全国指導センターの委託事業として、知事の指定を受けクリーニング業法に定める研修・講習を東部地区で実施する。

13 全国指導センター委託事業

(1) 生衛業景況等調査

日本公庫から全国指導センターが委託を受け、指導センターが再委託を受けて行う景気動向調査で、一般消費者の生衛業利用動向や生衛業の経営状況について調査し、営業者への融資を行う日本公庫の資金需要や融資条件の決定に役立たせ、営業者の経営安定化を図り一般消費者に安全で安定したサービスを提供できるようするものである。

(2) 生衛業経営状況調査

全国指導センターが厚生労働省の指導のもと企画設計した調査で、各業種の生衛事業者の経営状況について、協力の得られる事業者を対象に月次の数値データを調査し全国又はブロックごとに整理解析して経営健全化の参考にすると共に、生衛業に対する施策に反映することを目的とする。

(3) 経営特別相談員研修事業

知事が委嘱した特相員27名に対し制度融資等への理解・相談対応能力等の向上を図るため研修会を実施する。

収 支 予 算 書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1	1	0	
基本財産受取利息	1	1	0	
受取会費	97	97	0	
賛助会員受取会費	77	77	0	
特別会員受取会費	20	20	0	
事業収益	2,064	1,765	299	
標準営業約款推進事業収益	309	83	226	
クリーニング師研修講習事業収益	340	289	51	
特相員等研修事業収益	140	123	17	
景気動向等調査事業収益	1,230	1,244	△14	
受託事業収益	45	26	19	
受取補助金等	16,775	16,883	△108	
受取国庫補助金	16,690	16,816	△126	
受取県補助金	85	67	18	
雑収益	0	0	0	
受取利息	0	0	0	
雑収益	0	0	0	
経常収益計	18,937	18,746	191	
(2) 経常費用				
事業費	18,128	18,002	126	
給料手当	9,920	9,860	60	
福利厚生費	1,623	1,566	57	
旅費交通費	958	902	56	
通信運搬費	650	605	45	
消耗品費	541	672	△131	
印刷製本費	536	633	△97	

科 目	予算額	前年度予算額	差 異	備 考
	千円	千円	千円	
光熱水料費	126	117	9	
燃料費	16	13	3	
食糧費	48	37	11	
使用料及び賃借料	1,835	1,807	28	
諸謝金	1,518	1,411	107	
会議費	33	0	33	
広告宣伝費	30	25	5	
推進員費用弁償費	20	6	14	
支払助成金	10	0	10	
支払負担金	94	25	69	
委託費	124	254	△ 130	
雑費	46	69	△ 23	
管理費	969	876	93	
給料手当	413	411	2	
役員等報酬	96	72	24	
福利厚生費	89	65	24	
旅費交通費	100	70	30	
通信運搬費	10	16	△ 6	
消耗品費	10	15	△ 5	
印刷製本費	10	7	3	
光熱水料費	5	0	5	
食糧費	10	3	7	
使用料及び賃借料	40	82	△ 42	
会議費	40	15	25	
租税公課	3	2	1	
支払負担金	136	112	24	
支払利息	1	0	1	
雑費	6	6	0	
経常費用計	19,097	18,878	219	
当期経常増減額	△ 160	△ 132	△ 28	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 160	△ 132	△ 28	
一般正味財産期首残高	5,933	6,065	△ 132	
一般正味財産期末残高	5,773	5,933	△ 160	

科 目	予算額	前年度予算額	差 異	備 考
	千円	千円	千円	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	1	0	1	
基本財産受取利息	1	0	1	
受取会費	77	77	0	
賛助会員受取会費	77	77	0	
一般正味財産への振替額	△ 78	△ 78	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	4,520	4,520	0	
指定正味財産期末残高	4,520	4,520	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	10,293	10,453	△ 160	

収 支 予 算 書 内 訳 表

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	千円	千円	千円	千円
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1			1
基本財産受取利息	1			1
受取会費	20	77		97
賛助会員受取会費		77		77
特別会員受取会費	20			20
事業収益	1,784	280		2,064
標準営業約款推進事業収益	309			309
クリーニング師研修講習事業収益	340			340
特相員等研修事業収益	140			140
景気動向等調査事業収益	950	280		1,230
受託事業収益	45			45
受取補助金等	16,294	481		16,775
受取国庫補助金	16,209	481		16,690
受取県補助金	85			85
雑収益	0			0
受取利息	0			0
経常収益計	18,099	838		18,937
(2) 経常費用				
事業費	18,128			18,128
給料手当	9,920			9,920
福利厚生費	1,623			1,623
旅費交通費	958			958
通信運搬費	650			650
消耗品費	541			541
印刷製本費	536			536
光熱水料費	126			126

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	千円	千円	千円	千円
燃料費	16			16
食糧費	48			48
使用料及び賃借料	1,835			1,835
諸謝金	1,518			1,518
会議費	33			33
広告宣伝費	30			30
推進員費用弁償費	20			20
支払助成金	10			10
支払負担金	94			94
委託費	124			124
雑費	46			46
管理費		969		969
給料手当		413		413
役員等報酬		96		96
福利厚生費		89		89
旅費交通費		100		100
通信運搬費		10		10
消耗品費		10		10
印刷製本費		10		10
光熱水料費		5		5
食糧費		10		10
使用料及び賃借料		40		40
会議費		40		40
租税公課		3		3
支払負担金		136		136
支払利息		1		1
雑費		6		6
経常費用計	18,128	969		19,097
当期経常増減額	△ 29	△ 131		△ 160
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0		0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0		0
当期経常外増減額	0	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 29	△ 131		△ 160
一般正味財産期首残高				5,933
一般正味財産期末残高				5,773

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	千円	千円	千円	千円
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	1			1
基本財産受取利息	1			1
受取会費		77		77
賛助会員受取会費		77		77
一般正味財産への振替額	△ 1	△ 77		△ 78
当期指定正味財産増減額	0	0		0
指定正味財産期首残高				4,520
指定正味財産期末残高				4,520
III 正味財産期末残高				10,293